

役員及び評議員報酬等の支給基準

社会福祉法人大幸会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 大幸会(以下「当法人」という)定款第 8 条および第 19 条の規程に基づき、役員および評議員の報酬等ならびに費用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は以下による。

- (1) 役員とは、定款 15 条の定めによる理事および監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款 5 条の定めによる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益を指す。費用とは、発生する交通費の経費をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 当法人は、役員及び評議員に対して、報酬を支払うことができる。

(報酬額の決定)

第 4 条 全理事の報酬総額は年間 800 万円以内、監事の報酬は無報酬とし、別表 1 のとおりとする。
2 評議員の報酬は別表 1 のとおりとする。

(費用弁償の支給)

第 5 条 役員会、理事会、評議員会、その他法人業務に携わった時の交通費は、別表 2 により支払う。ただし、当施設の職を兼務する理事には適用しない。

(報酬の支給方法)

第 6 条 役員及び評議員への報酬は、法令で定める控除すべき金額等を控除して発生時に現金で直接支払うものとする。但し、本人名義の預金口座へ振込み申出がある場合は、それに従うことができる。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

付則

この規則は、令和 3 年 6 月 30 日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 1

理事の報酬額	支払総額 年間 8,000,000 円以内
理事長	無報酬
業務執行理事	年間 3,000,000 円以内
理事（当施設職員兼務理事） 1 人当たり	年間 2,000,000 円以内
その他理事	無報酬

監事の報酬額

監事	無報酬
----	-----

評議員の報酬額

評議員	無報酬
-----	-----

別表 2

役員会、理事会、評議員会等の交通費

- | |
|---|
| 1) 交通費は実費支払いが原則となるが、下記の取り決めをする。
出席 1 回につき 5, 0 0 0 円 |
| 2) 理事長、当施設の職を兼務する理事には支払わない |

以下、余白